

令和 5 年 度

姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫 路 市 監 査 委 員

令和 6 年 8 月 1 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	常 盤	真 功
同	石 見	和 之

令和 5 年度姫路市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 5 年度姫路市内部統制評価報告書について、次のとおり、審査意見書を提出します。

令和５年度 姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第５項の規定により、同条第４項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和６年８月１６日

姫路市監査委員	三	輪	徹
同	芝	野	稔
同	常	盤	真 功
同	石	見	和 之

１ 審査の対象

令和５年度姫路市内部統制評価報告書

２ 審査の着眼点

監査委員による令和５年度姫路市内部統制評価報告書の審査は、姫路市長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

３ 審査の実施内容

令和５年度姫路市内部統制評価報告書について、姫路市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

４ 審査の結果

令和５年度姫路市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、次に掲げるとおり一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、記載は相当であると認められる。

(指摘事項)

観光経済局姫路城総合管理室姫路市立動物園（以下「動物園」という。）において、軽工事の見積を依頼する際に特定業者から希望する見積業者を聴き取り、希望どおり選定したほか、本来軽工事で発注すべき案件を20万円未満の修繕として分割発注した事案など令和5年度に不適切な事務処理が発覚している。動物園においては、事案発生後に再発防止策を策定し取り組んでいるが、内部統制制度におけるリスクの識別・分類、分析などのリスクの評価やリスク対応策の整備を行っていない。また、内部統制評価部局においてもこれらに対する評価を実施しておらず、運用上の不備と認識していない。内部統制は包括的、体系的な制度として手続きを明示したものであり、基本的な枠組みに基づき制度を運用していくことで、適正な事務の執行を確保することができる。その点で当該事案への対応は、動物園、内部統制推進・評価部局ともに不十分であり、全庁的に制度の確実な運用を早急に進める必要がある。

加えて、不正、不適切事務などとして公表した事案については、市民への説明責任を果たす観点から内部統制における評価について内部統制評価報告書に記載すべきである。

5 意見

- (1) 総務省ガイドラインでは、重大な不備は、内部統制の不備のうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、該当するかどうかの判断は、各地方公共団体の規模や個々の業務の特性等によって異なることが想定されるため、各団体において適切に判断されるものであるとされている。そのため、不適切な事項を「重大な不備と判断した」又は、「重大な不備と判断しなかった」根拠を明確にする上で基準を設けるべきであると考える。

加えて、重大な不備と認められる不適切な事項については、より詳細な対応策の整備を求めるなどの別途の取扱い規定を設定すべきであると考える。

- (2) 各所属において不備ありと自己評価された中で工事設計に係る違算については、不備内容が是正され改善策が講じられたことなどから重大な不備と評価されていない。しかし、当該事項については、結果

的に経済的権利義務関係が生じなかった、また限られた当事者の範囲までに影響がとどまったにすぎず、地方公共団体・住民に対して大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高い事項である。さらに、当該事項は公平性、公正性が特に求められる入札、契約に係る事務処理であるにもかかわらず、同様の事項がこれまでも繰り返し複数の所属で発生していることから、要因の分析や対応策の精査など評価を十分に行い、実効性のある再発防止策を策定すべきであると考え

る。

また、慣例による不適切な事務処理やプログラムミスによる徴収額算定誤り等上記事項以外にも内部統制の重大な不備に該当しないと評価されているものの、各所属において不適切な事務処理や、事務処理誤りが繰り返されていることから、再発防止に向けて継続的に対応策の見直しを進め、適正な事務の執行に努められたい。

- (3) 業務レベルの内部統制については、各所属が洗い出したリスクの分析・評価に係る重要性の判断において、全庁を通した一貫性や統一性に欠けている。現状を見る限り、職員一人ひとりが内部統制制度を十分に理解し、浸透しているとは言いがたい。改めて全所属及び職員に対し、内部統制制度の必要性、重要性を含めた周知徹底を図られたい。